

平成 27 年度第 2 回
介護保険検討会
H27.10.22 開催

資料1

平成27年度
千葉県生活支援
コーディネーター養成研修(第2回)
資料【抜粋】

平成27年度
千葉県生活支援コーディネーター
養成研修（第2回）
【基本資料】

期 日：1日目 平成27年10月14日（水）
2日目 平成27年10月18日（日）
会 場：千葉県社会福祉センター4階第1会議室

主 催：千葉県

運 営：社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

資料目次

プログラム	1
-------	---

1日目

行政説明「介護保険制度について」	5
------------------	---

講義・演習

- (1)「生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割」

- (2)「高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービスについて」

事例報告・演習

- (1)「社会福祉法人 市原市社会福祉協議会の取り組みについて」

- (2)「特定非営利活動法人NALC銚子くろしおの
取り組みについて」

質疑・まとめ	61
--------	----

2日目

講義・演習

- (1)「高齢者に係る地域アセスメントの手法について」

- (2)「サービス開発の方法について」

質疑・まとめ	67
--------	----

参考資料	69
------	----

開催要綱	79
------	----

平成27年度千葉県生活支援コーディネーター養成研修（第2回）
プログラム

<1日目>

時間	プログラム
12:30～13:00	受付
13:00～13:10	開会・オリエンテーション
13:10～13:40	【行政説明】 「介護保険制度について」 説明 千葉県高齢者福祉課介護保険制度班 副主査 田中 恵美 氏
13:40～14:40	【講義・演習】 (1)「生活支援コーディネーターと協議体に 期待される機能と役割」 講師 淑徳大学 総合福祉学部 准教授 山下 興一郎 氏
14:40～14:50	休憩
14:50～15:50	【講義・演習】 (2)「高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービスについて」 講師 淑徳大学 総合福祉学部 准教授 山下 興一郎 氏
15:50～16:00	休憩
16:00～17:00	【事例報告】 (1)「社会福祉法人 市原市社会福祉協議会の取り組みについて」 報告者 社会福祉法人市原市社会福祉協議会 理事・事務局長 平野 修夫 氏 (2)「特定非営利活動法人NALC銚子くろしお の取り組みについて」 報告者 特定非営利活動法人NALC銚子くろしお 代表 小澤 利政 氏
17:00～17:30	【質疑・まとめ】

<2日目>

時間	プログラム
9:30～10:00	受付
10:00～10:05	オリエンテーション
10:05～12:00	【講義・演習】 (1)「高齢者に係る地域アセスメントの手法について」 講師 日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授 菱沼 幹男 氏
12:00～13:00	昼食・休憩
13:00～15:00	【講義・演習】 (2)「サービス開発の方法について」 講師 日本社会事業大学 社会福祉学部 准教授 菱沼 幹男 氏
15:00～15:10	休憩
15:10～16:10	【質疑・まとめ】
16:10～16:20	閉会

1 日 目

【講義・演習】

- (1)「生活支援コーディネーターと協議体に
期待される機能と役割」
- (2)「高齢者の生活支援ニーズと
生活支援サービスについて」

講師 淑徳大学 総合福祉学部 准教授 山下 興一郎 氏

講義・演習

- (1) 生活支援コーディネーターと協議体に期待される機能と役割
- (2) 高齢者の生活支援ニーズと生活支援サービスについて

淑徳大学総合福祉学部 山下 興一郎

1

到達目標①

期待される機能と役割について理解することができる

2

到達目標②

高齢者の生活支援ニーズとサービスについて説明することができる

3

自己紹介にかえて

○本研修講師を引き受けた理由

○本研修における私の守備範囲

(1)機能と役割・テキスト3～23頁

(2)ニーズとサービス・テキスト65～77頁

(3)実践事例研究、協議

4

グループで自己紹介してください

私は、誰に対して、どこで、何をする人
(組織)か。この研修で何を得たいか。

5

本会場の参加者の関心事は？



6

テキストに見る、生活支援コーディネーターの「活動理念」P3～

3つのレベル

7

(1) 対個人(個別支援、利用するサービスの質の担保)

利用者・個人・家族支援とサービスの質保持のレベル

(2) 対地域(福祉力の形成、参加、運営等組織化、仕組みづくり)

地域の福祉の維持、向上のレベル

(3) 対制度(財源、住民の力・地域の資源の動員による効率化)

制度(地域)の持続可能性のレベル

8

生活支援サービスとは、①～④のサービスを総称する。

①総合事業として提供されるサービス

②住民主体の地域の助け合い
(①には位置付けられない)

③民間企業による市場のサービス

④市町村の単独事業

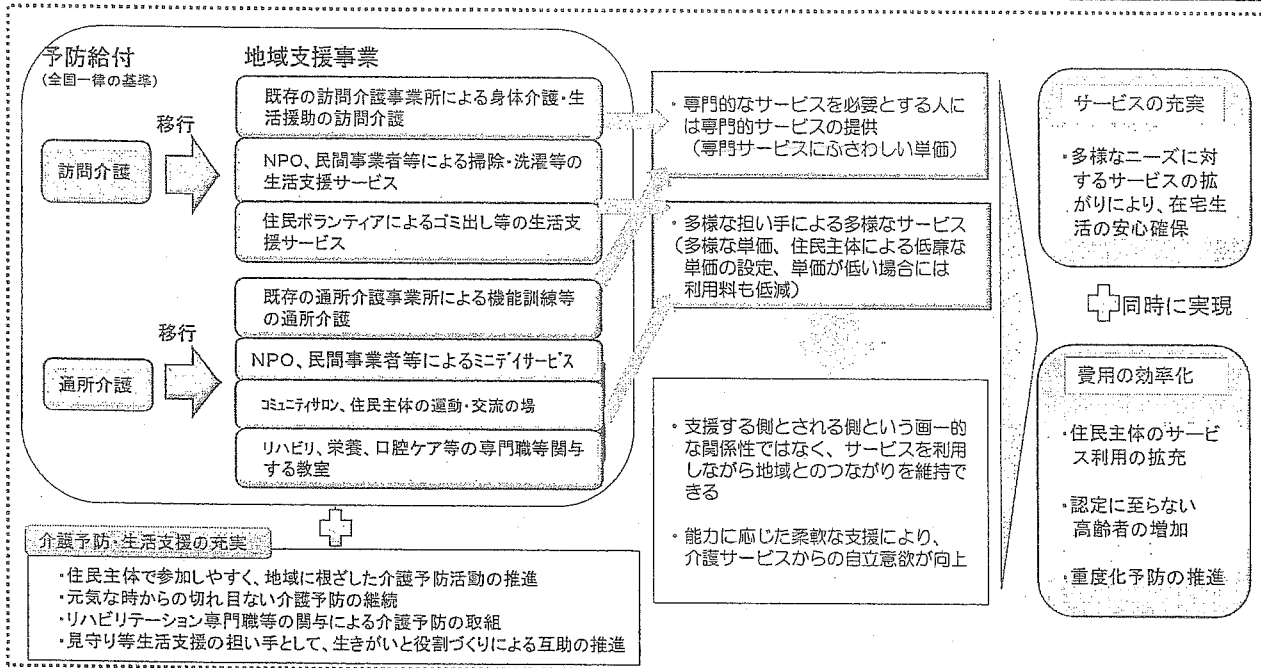
9

制度の変化から
生活支援コーディネーター・協議体の
機能と役割を考える

10

予防給付の見直しと生活支援サービスの充実

- 予防給付のうち訪問介護・通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取組ができる介護保険制度の地域支援事業へ移行(29年度末まで)。財源構成は給付と同じ(国、都道府県、市町村、1号保険料、2号保険料)。
- 既存の介護事業所による既存のサービスに加えて、NPO、民間企業、ボランティアなど地域の多様な主体を活用して高齢者を支援。高齢者は支え手側に回ることも。

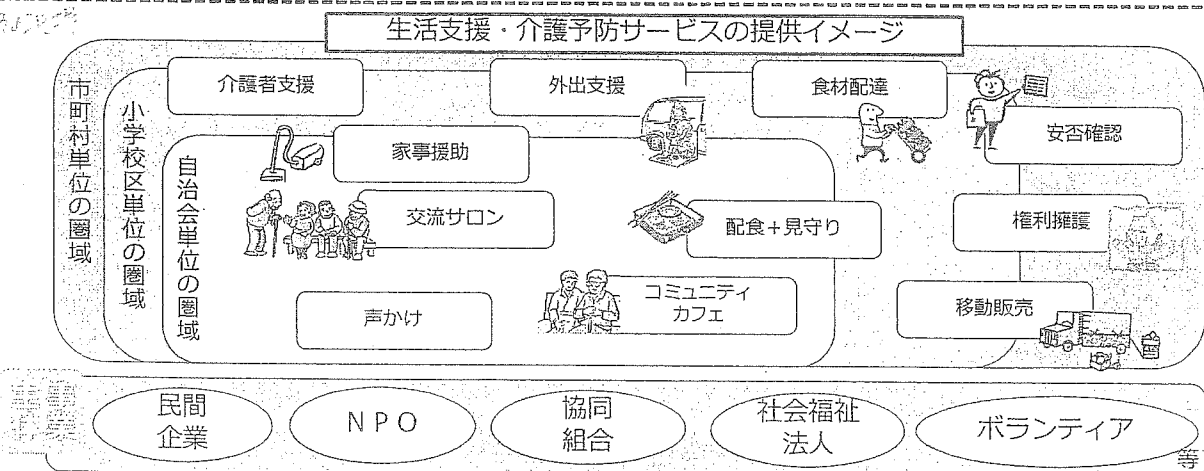


【出典】厚労省作成資料

多様な主体による生活支援・介護予防サービスの重層的な提供

- 高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援

- 介護支援ボランティアポイント等を組み込んだ地域の自助・互助の好取組を全国展開
- 「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置や協議体の設置などに対する支援



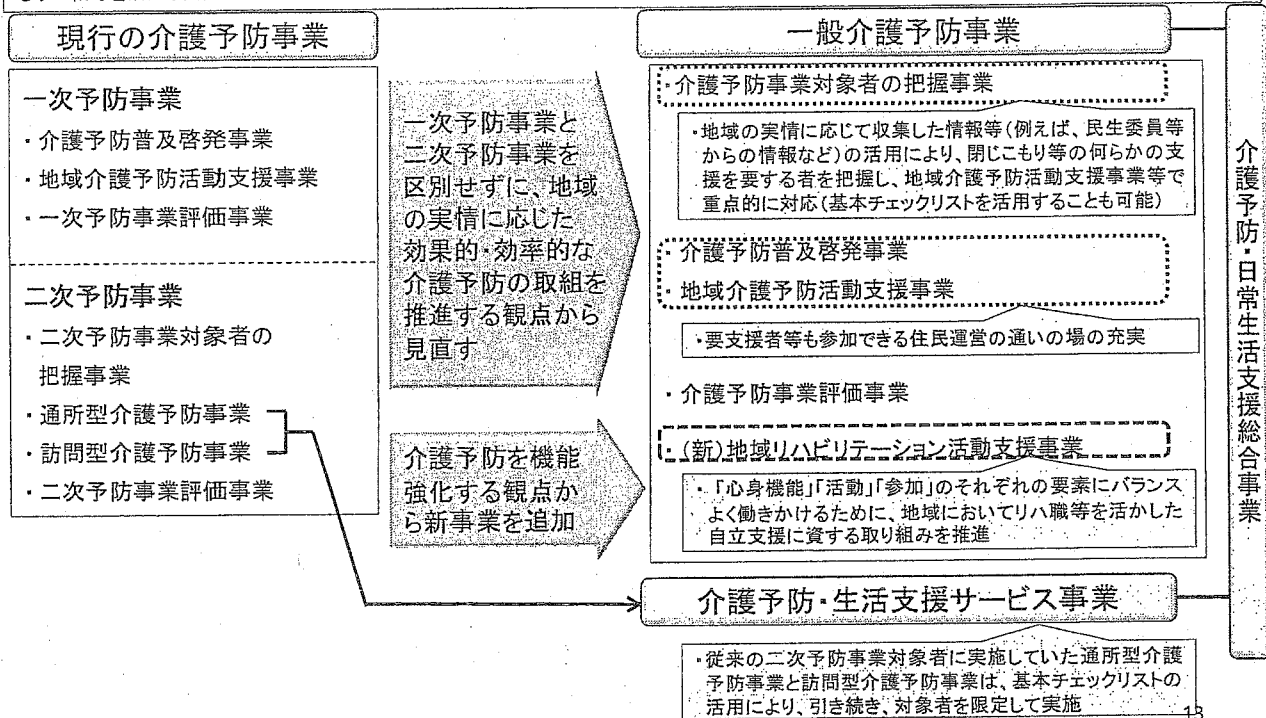
市町村を核とした支援体制の充実・強化(コーディネーターの配置、協議体の設置等を通じた住民ニーズとサービス資源のマッチング、情報集約等)

⇒ 民間とも協働して支援体制を構築

【出典】厚労省作成資料

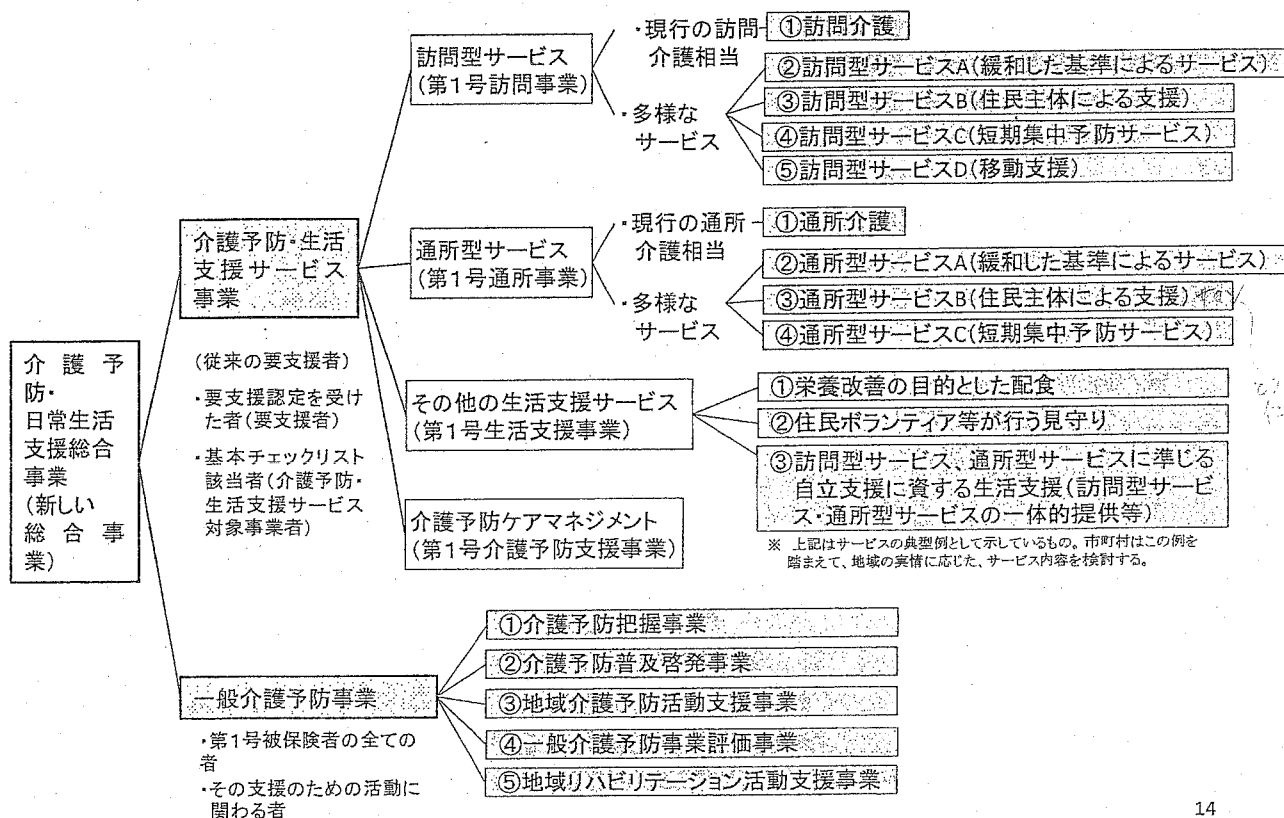
新しい介護予防事業

- 機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなどの高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直す。
- 元気高齢者と二次予防事業対象者を分け隔てなく、住民運営の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハ職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。



【出典】厚労省作成資料

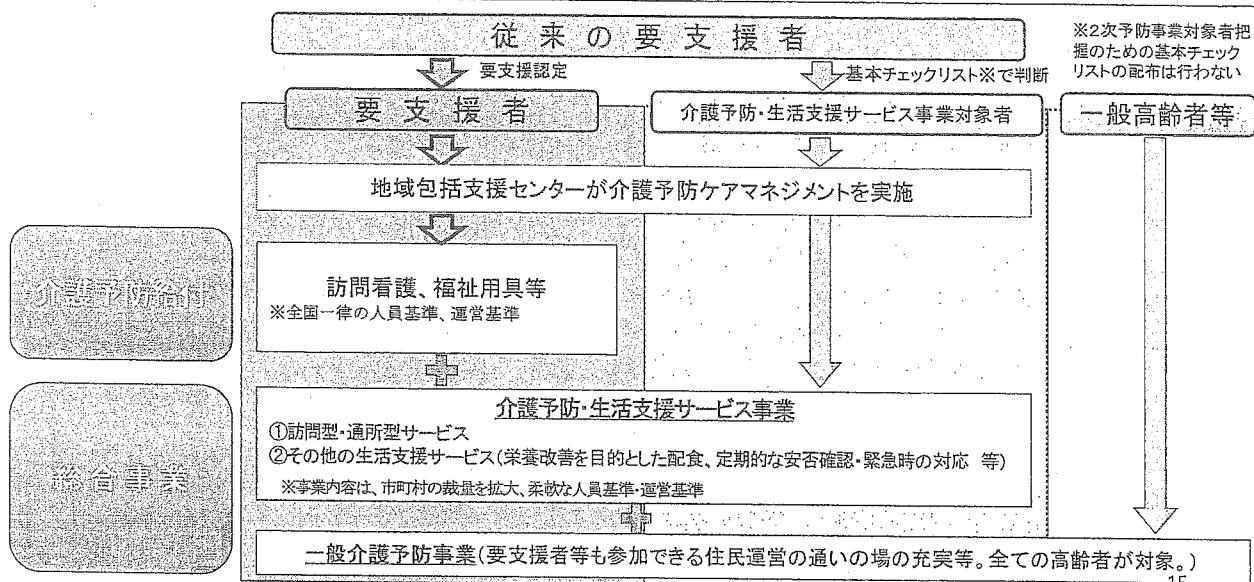
【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成



【出典】厚労省作成資料

総合事業の概要

- 訪問介護・通所介護以外のサービス(訪問看護、福祉用具等)は、引き続き介護予防給付によるサービス提供を継続。
 - 地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントに基づき、総合事業(介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業)のサービスと介護予防給付のサービス(要支援者のみ)を組み合わせる。
 - 介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定等を省略して「介護予防・生活支援サービス事業対象者」とし、迅速なサービス利用を可能に(基本チェックリストで判断)。
- ※ 第2号被保険者は、基本チェックリストではなく、要介護認定等申請を行う。



【出典】厚労省作成資料

サービスの類型

- 要支援者等の多様な生活支援のニーズに対して、総合事業で多様なサービスを提供していくため、市町村は、サービスを類型化し、それに併せた基準や単価等を定めることが必要。そこで、地域における好事例を踏まえ、以下のとおり、多様化するサービスの典型的な例を参考として示す

①訪問型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 訪問型サービスは、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス、移動支援を想定。

基準	現行の訪問介護相当	多様なサービス			
サービス種別	①訪問介護	②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③訪問型サービスB (住民主体による支援)	④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	⑤訪問型サービスD (移動支援)
サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	生活援助等	住民主体の自主活動として行う生活援助等	保健師等による居宅での相談指導等	移送前後の生活支援
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しているケースで、サービスの利用の継続が必要なケース ○以下のような訪問介護員によるサービスが必要なケース (例) ・認知機能の低下により日常生活に支障がある症状・行動を伴う者 ・退院直後で状態が変化しやすく、専門的サービスが特に必要な者 等 ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・体力の改善に向けた支援が必要なケース ・ADL・IADLの改善に向けた支援が必要なケース ※3～6ヶ月の短期間で行う	訪問型サービスBに準じる
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託	
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準	
サービス提供者(例)	訪問介護員(訪問介護事業者)	主に雇用労働者	ボランティア主体	保健・医療の専門職(市町村)	

【出典】厚労省作成資料

②通所型サービス

※ 市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

- 通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなる。
- 多様なサービスについては、雇用労働者が行う緩和した基準によるサービスと、住民主体による支援、保健・医療の専門職により短期集中で行うサービスを想定。

基準	現行の通所介護相当	多様なサービス		
サービス種別	① 通所介護	② 通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	③ 通所型サービスB (住民主体による支援)	④ 通所型サービスC (短期集中予防サービス)
サービス内容	通所介護と同様のサービス 生活機能の向上のための機能訓練	ミニデイサービス 運動・レクリエーション 等	体操、運動等の活動など 自主的な通いの場	生活機能を改善するための 運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
対象者とサービス提供の考え方	○既にサービスを利用しており、サービスの利用の継続が必要なケース ○「多様なサービス」の利用が難しいケース ○集中的に生活機能の向上のトレーニングを行うことで改善・維持が見込まれるケース ※状態等を踏まえながら、多様なサービスの利用を促進していくことが重要。	○状態等を踏まえながら、住民主体による支援等「多様なサービス」の利用を促進		・ADLやIADLの改善に向けた支援が必要なケース 等 ※3～6ヶ月の短期間で実施
実施方法	事業者指定	事業者指定／委託	補助(助成)	直接実施／委託
基準	予防給付の基準を基本	人員等を緩和した基準	個人情報の保護等の最低限の基準	内容に応じた独自の基準
サービス提供者(例)	通所介護事業者の従事者	主に雇用労働者 + ボランティア	ボランティア主体	保健・医療の専門職 (市町村)

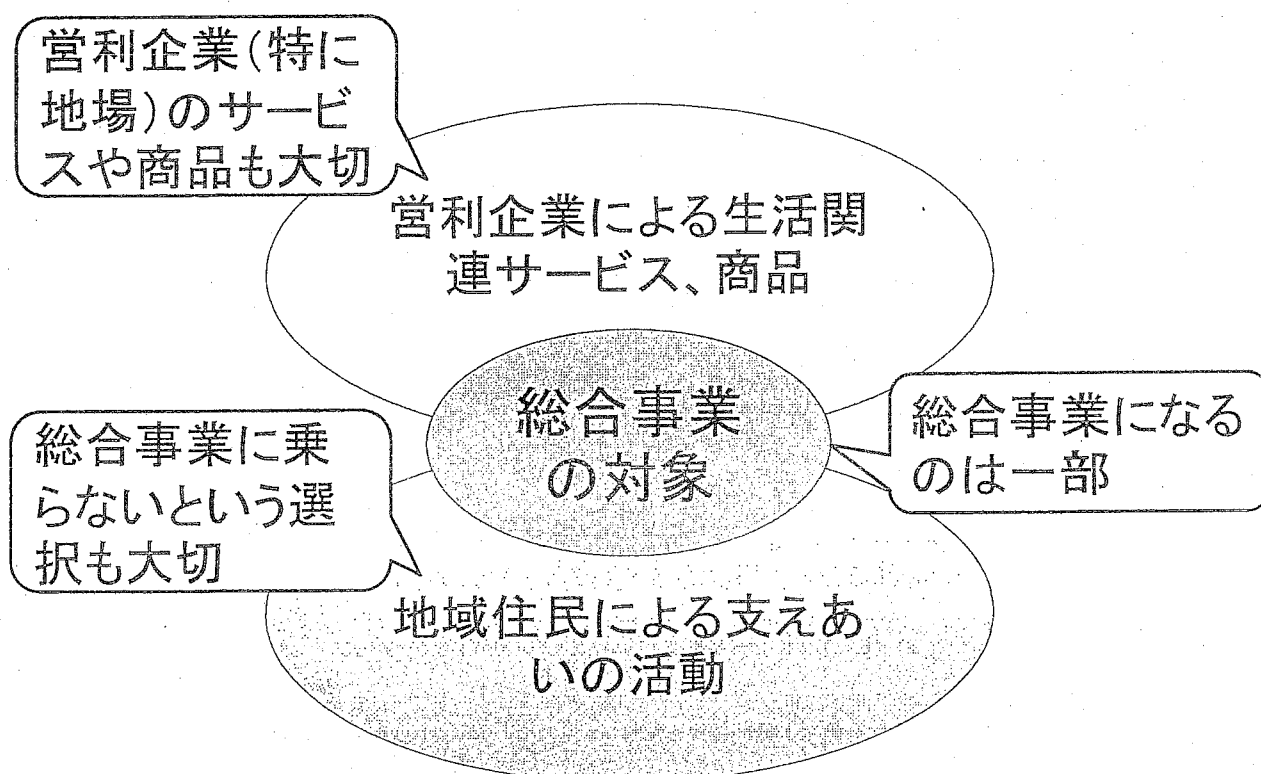
③その他の生活支援サービス

- その他の生活支援サービスは、①栄養改善を目的とした配食や、②住民ボランティア等が行う見守り、③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)からなる。

17

【出典】厚労省作成資料

生活支援サービスと総合事業の関係(日本大学/諏訪徹氏作成)



18

さて、制度の話、つまり、第3のレベルの話をしていますが、ここで、
第1のレベル、個人・家族のことを考えてみましょう
高齢者の生活とは何か？

高齢者は〇〇と〇〇の中で
生きている

19

その上でコーディネーターと
協議体の役割を考えてみましょう

20

(1) 生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置 ⇒多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。コーディネート機能は、以下のA～Cの機能があるが、当面AとBの機能を中心に充実。

(A) 資源 開 発	(B) ネットワーク構築	(C) ニーズと取組のマッチング
○ 地域に不足するサービスの創出 ○ サービスの担い手の養成 ○ 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など	○ 関係者間の情報共有 ○ サービス提供主体間の連携の体制づくり など	○ 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチング など

エリアとしては、第1層の市町村区域、第2層の中学校区域があり、平成26年度は第1層、平成29年度までの間に第2層の充実を目指す。

- ① 第1層 市町村区域で、主に資源開発（不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保）中心
 - ② 第2層 中学校区域で、第1層の機能の下で具体的な活動を展開
- ※ コーディネート機能には、第3層として、個々の生活支援・介護予防サービスの事業主体で、利用者と提供者をマッチングする機能があるが、これは本事業の対象外



(2) 協議体の設置 ⇒多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進



※1 これらの取組については、平成26年度予算においても先行的に取り組めるよう5億円を計上。

※2 コーディネーターの職種や配置場所については、一律には限定せず、地域の実情に応じて多様な主体が活用できる仕組みとする予定であるが、市町村や地域包括支援センターと連携しながら活動することが重要

21

【出典】厚労省作成資料

生活支援コーディネーターと協議体(ガイドライン)

★生活支援コーディネーター

定義... 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。

資格・要件 ...地域における助け合いや生活支援サービスの提供実績のある者、または中間支援を行う団体等であって、地域でコーディネート機能を適切に担うことができる者。

配置... 地域包括支援センターとの連携を前提とした上で、配置先や市町村ごとの配置人数等は限定せず、地域の実情に応じた多様な配置を可能とする。1層(市町村全域)、2層(小中学校区)、3層(提供団体)に配置。

★協議体

定義... 市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援・介護予防の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。

設置主体...市町村と第1層のコーディネーターが協力して地域の関係者のネットワーク化を図り、協議体を設置する。

★留意事項

地域の実情に応じて既存の資源を活用した様々なあり方を想定。

地域の公益的な活動の視点、公平中立な視点が大切

22

【出典】厚労省作成資料

生活支援コーディネーターと協議体(研修資料)

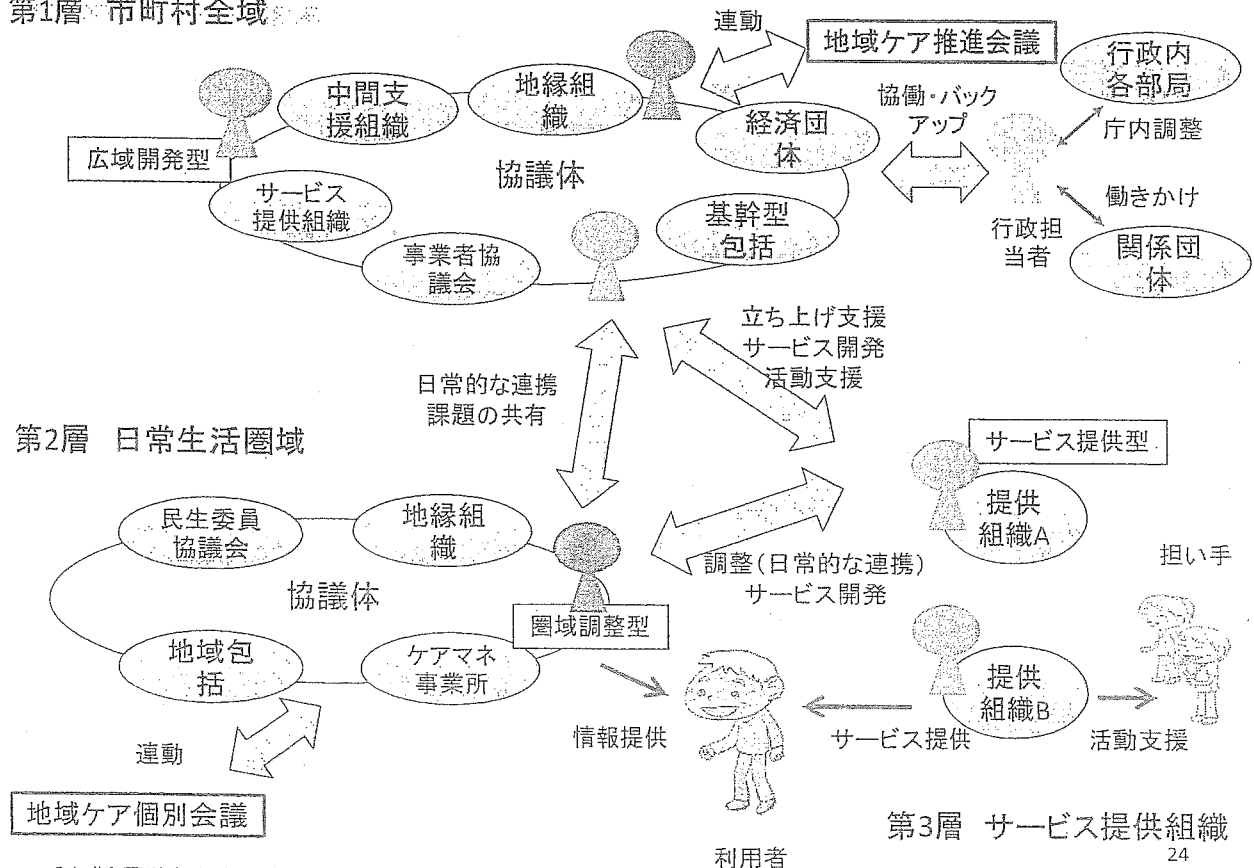
- 第1層のコーディネーター(広域開発型)...市町村レベルにおいて市町村全域への生活支援サービスの開発・普及や基盤整備を推進する役割
- 第2層のコーディネーター(圏域調整型)...中学校区や日常生活圏域等において圏域の生活支援サービス提供団体間の連携協働を促進する役割
- 第3層のコーディネーター(サービス提供型)...生活支援サービスの提供組織(以下「サービス提供組織」)において利用者へのサービスの提供を行う役割

	参画者	機能
第一層協議体	サービス提供組織のネットワーク、地域包括支援センターの連絡組織、中間支援組織、自治会連合会、民生委員・児童委員協議会、介護サービス事業所の協議会、経済・商工団体、行政関係部局 等	○ニーズ・課題の共有、サービス開発、資源開発 ○団体間の合意形成、協働の取り組みを促進 ○地域ケア推進会議、中間支援組織、市町村と密接に連携
第二層協議体	地域包括支援センター、圏域内のサービス提供組織(第3層)、町内会・自治会連合会、民生委員協議会、居宅介護支援事業所 等	○圏域内での生活支援サービス提供にかかる日常的な協議、ルール作り ○団体間の関係形成 ○地域ケア個別会議と連携

【出典】厚労省中央研修会資料

コーディネーターの配置・役割等のイメージ

第1層 市町村全域



【出典】厚労省中央研修会資料

生活支援サービスの整備に向けて サービス

- ①従来サービス型(専門職、企業)
- ②基準緩和サービス型(①+住民参画)
- ③独自支援事業型

コーディネーター

- ①第一層、二層はどの組織の誰が担うのか。
- ②第三層は千葉県たすけあい協議会会員組織等住民参加型在宅福祉サービス団体への補助等支援を検討する。

協議体

- ①設置するレベル、メンバーを決定する。

25

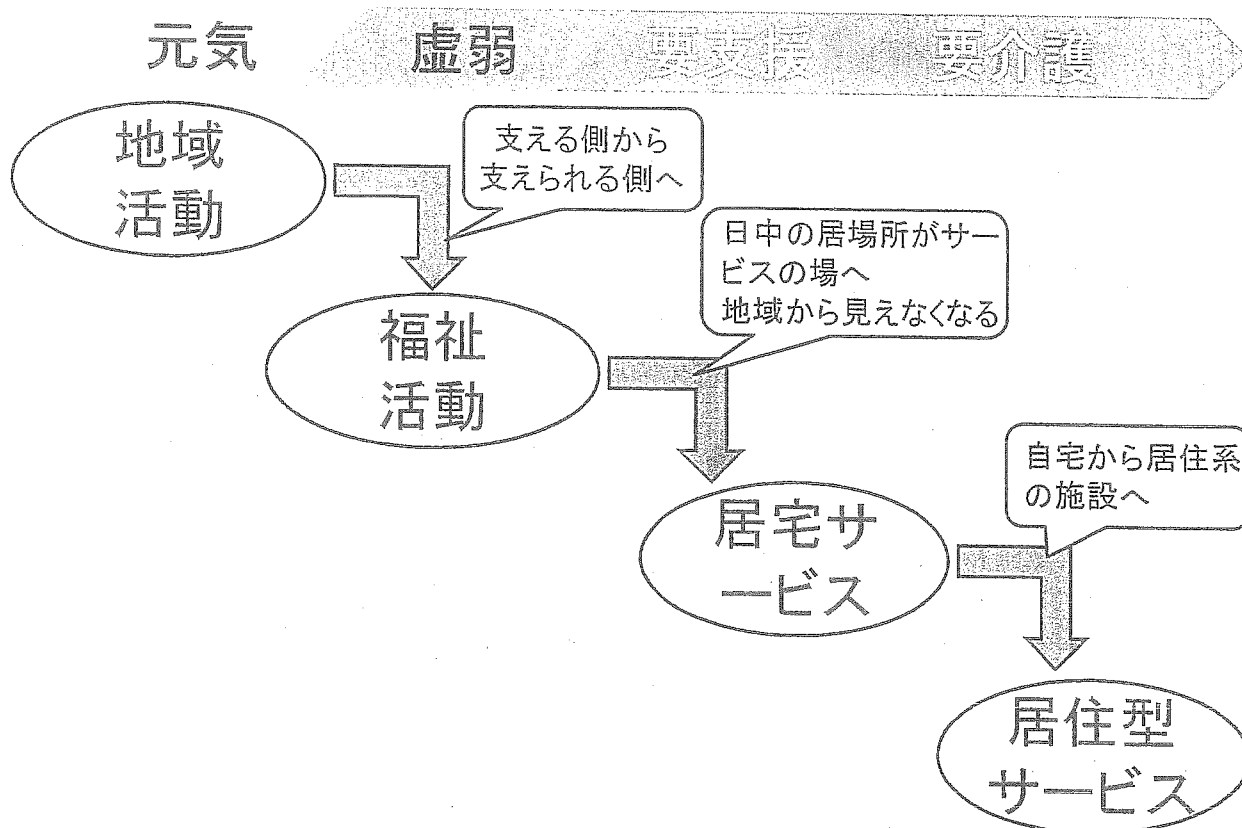
介護サービスは一方通行？

- 介護サービスを利用し始めると「受け身」となって、できることをしなくなる。(本人)
- 介護の利用をきっかけに、それまで見守りをしていたご近所関係が途切れてしまう。(周囲)
- 元気で社交的な人のみが地域の福祉活動の担い手となっている。(組織、仕組みづくり)
- 介護サービスは状態の維持、改善を目的とした内容になりきれていない(サービスの質)
- たとえ、状態が改善して介護保険が不要となっても、地域に参加できる「場」がなく、戻ってしまうどころか孤立してしまう

(出典・アイデア:諏訪徹/日本大学を改変)

26

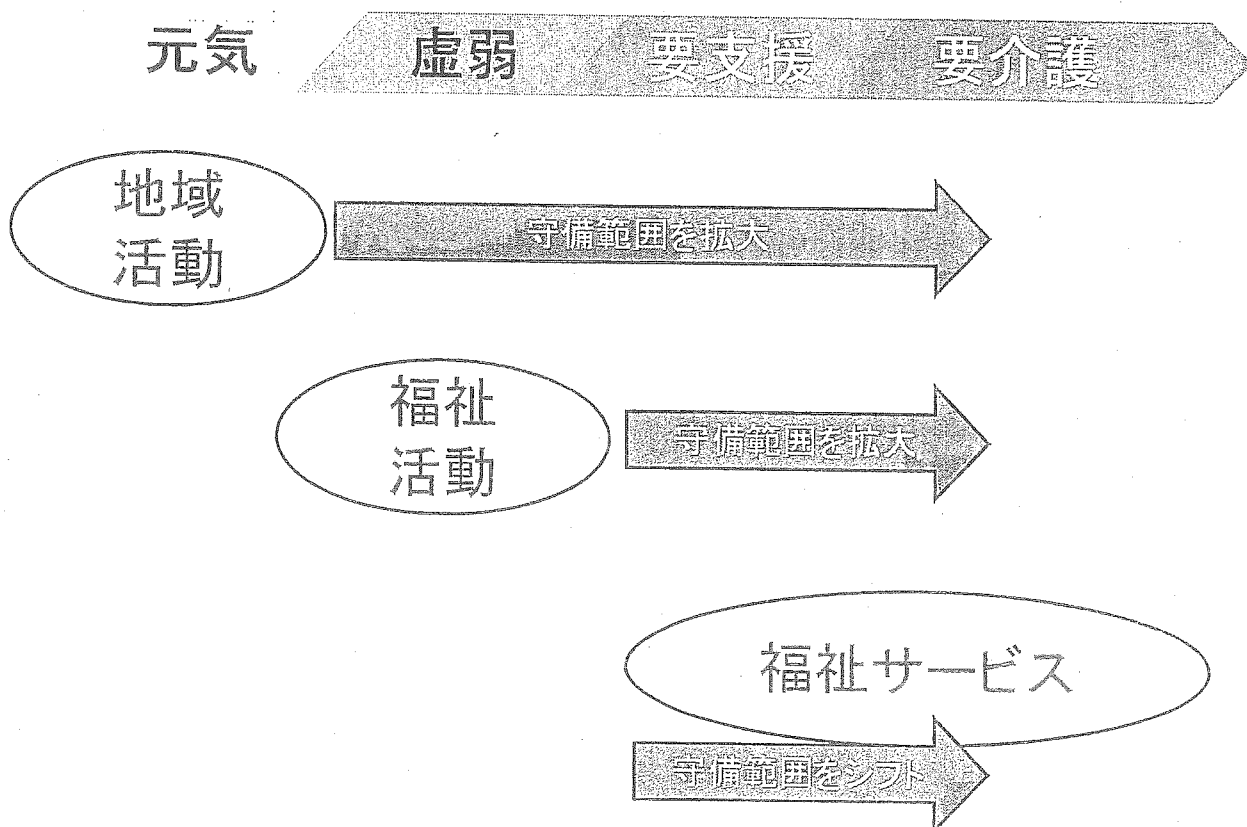
現状－地域からの段階的な退場



【出典】諏訪徹(日本大学)

27

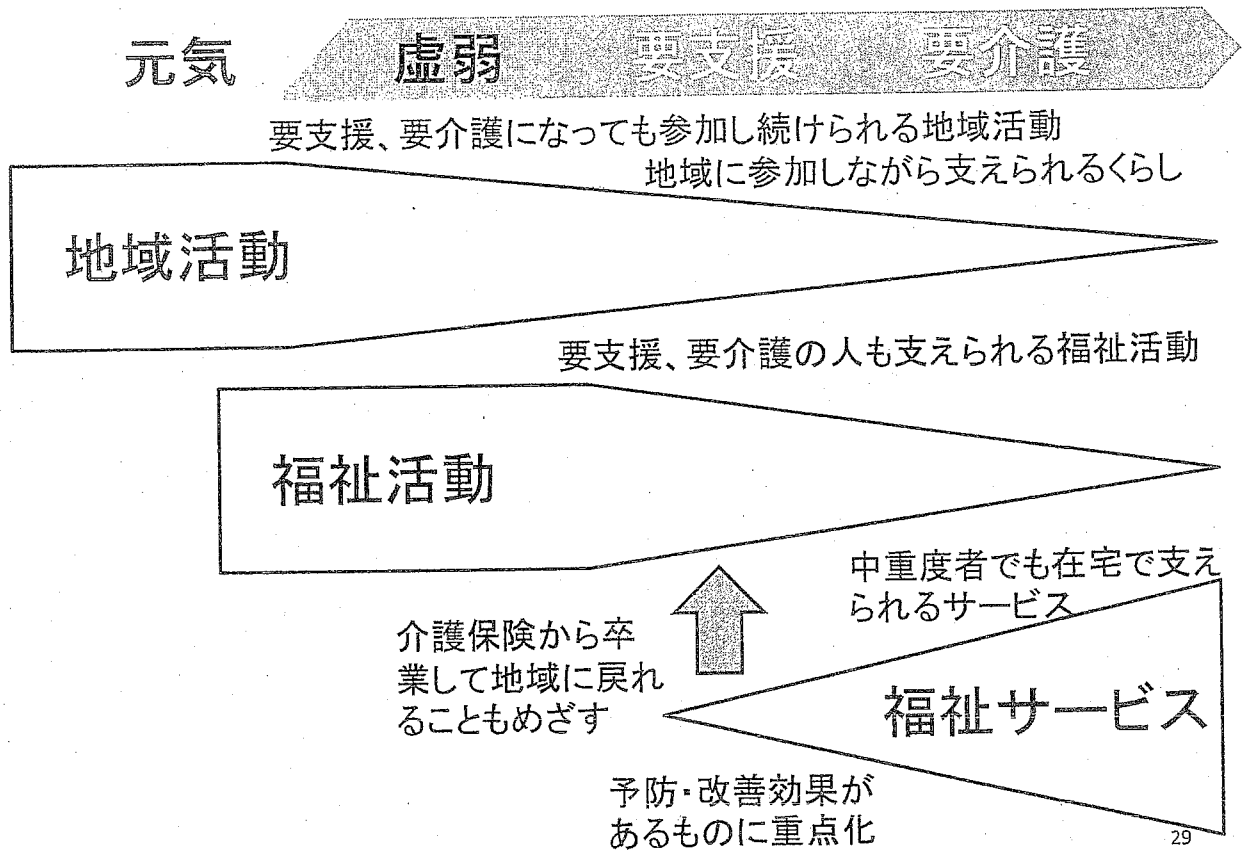
介護保険改正がめざす方向



【出典】諏訪徹(日本大学)

28

2025年以降のイメージ



【出典】諏訪徹(日本大学)

従来の地域福祉の延長ではだめ

- ◆ ある程度元気で社会的でなければサロン等には参加できない。本当に支援が必要になると、地域福祉から切り離されサービスになげられる。サービスにつながると、今ある地域とのつながりが断ち切られる、地域も引いてしまう。
- ◆ 支援が必要な状態になると支援されるだけの立場に追いやりられ、地域でできるはずのことや、地域での役割・居場所を奪われる。
- ◆ これまでの地域福祉は、元気な人による、比較的元気な人に対する活動だった

- 要支援・要介護になっても地域に参加しながら生活も支えられる地域福祉にバージョンアップすることが必要

【出典】諏訪徹(日本大学)

参加し続けられる地域活動を創出する

- 地域活動(福祉に限らず広く考える)がいつまでも続けられることが大切。元気な時は当然、要支援、要介護になっても役割を担える、出かける先がある地域づくりを追求する。
- 本人や周りがあきらめなければ、要支援、要介護になっても本当はいろんなことができる。できることを周囲が認める・見つける・つくりだすことが大切。
- 就労・生産も重要。小銭稼ぎは最強の介護予防。
- 支援対象になることを拒否する人も、誰かの役に立つ役割への参加なら拒否しないことも。活動してもらいながら見守られる。
- 介護予防、生活支援は、地域の役割づくりの延長

【出典】諏訪徹(日本大学)

31

取り組むべきこと

- 予防訪問介護・通所介護へのニーズの洗い直し
 - ▶ 専門職でなくても対応できることをしていないか？
…掃除、ゴミ出し、買い物時の荷物の持ち帰りなど
 - ▶ 本当は違うニーズに対応していないか？
…人付き合いが苦手／寂しいからヘルパーが必要
 - ▶ 地域の居場所・活動の場で代替できるものはあるか？
- 地域活動の把握と見える化
 - ▶ 行政、社協、包括などが把握している活動主体の情報共有と、既存の活動内容、量、担い手数を把握。
 - ▶ 活動の情報をつないで「地域で見える化」
 - ▶ つながっていない活動(組織、人)同士をつなげる

【出典】諏訪徹(日本大学)を一部引用、改変

32

心がけること

- 介護のためだけの仕組みではない。地域福祉の仕組み(単に従来の取り組みを地域福祉とは考えず、または延長ではなく)をつくる
 - ▶ 地域包括ケアシステムが目標とする地域の福祉力は、介護・医療分野だけのためにあるものではない資源。
 - ▶ 老いのみでなく、障がい、子育て、低所得者、孤立など幅広い人・家族の地域生活のしづらさを視野に、地域福祉の推進の一環として地域づくりを推進する。
 - ▶ 既存の担い手だけに頼らない。新しい担い手開発に挑む。では誰？
 - ▶ 商店街、商工会、企業などと組み、高齢者の生活に役立ついろいろなサービス・商品を開発する→総合事業にあてはめる、あてはめないは関係ない。
- 住民が介護保険の現状・将来を知り、地域で暮らし続ける知恵や方法を学ぶ場、つながりの場、語り合う場、支え合う場、多様なネットワークをつくる。
- 上手なお金のつけ方・制度化を考える。
 - ▶ 住民の持ち寄りが基礎・基盤。活動費は基本自前で。
 - ▶ 毎日活動する人の経費、拠点費用には「継続を支援するため」公費で助成。
 - ▶ 制度に乗らないという選択・考え方も極めて重要。制度化、制度外の明確化も重要

【出典】諏訪徹(日本大学)を一部引用、改変

33

この事業の取り組みの行政のNG

- 丸投げ。業者(基準緩和、介護予防ビジネス)で解決とすることお任せ。地域包括、社協に委託して終了させること
 - ▶ 行政も一緒に参加し、庁内調整をして地域福祉に取り組む
- 地域産業の活用を含んだ新たな解決手段の検討
 - ▶ メニューはサロン、見守り、ちょっとした生活支援だけではない。従来の取り組みの増強では済まない。特にサロンは、要介護、認知症の地域住民が通い続けられる場となることが必要
- 形だけキレイ。
 - ▶ 形骸化している既存協議会は活用しても形骸化したまま。
 - ▶ 自由に委員が委嘱できないような仕組みにしてはだめ。
 - ▶ 自由に出入りでき、プロジェクトチーム・実行委員会など目的別の小さな取り組みをたくさん仕掛けられる運営にする。

【出典】諏訪徹(日本大学)を一部引用、改変

34

協議体、コーディネーターの役割

- 第1層のコーディネーター、協議体
 - ▶ 地域ケア推進会議、地域包括支援センター運営協議会との関係→連動は必須だが機能は同じではない
 - ▶ コーディネーター…市内全域の主な活動者・団体、地域包括、行政とつながりをもてる人であること
- 第2層のコーディネーター、協議体
 - ▶ 第2層のコーディネーターなのか第1.5層なのか
 - ▶ 地域ケア個別会議との関係。ここでの地域課題から生活支援サービスの主体・活動を開発
- どの組織におくのか
 - ▶ どこに置くにせよ、地域のために動ける(その組織のための指示命令ではない)ことの担保が必要
 - ▶ 複数のキーパーソンが協働して動けるように

【出典】諏訪徹(日本大学)を一部引用、改変

35

みなさんのご活躍をお祈りし、あわせて、このことをきっかけに、10年後、50年後の新しい地域福祉と一緒に考え、つくることのできることを楽しみにしております。

山下興一郎(やました こういちろう)

淑徳大学総合福祉学部

koichiro@soc.shukutoku.ac.jp

36

Blank lined paper with horizontal ruling lines.

2 目 目

高齢者に係る地域アセスメントの 手法について

1

1. 地域アセスメントの意義

地域支援に必要な取り組みを考えるために、社会資源と地域の生活支援ニーズを把握する

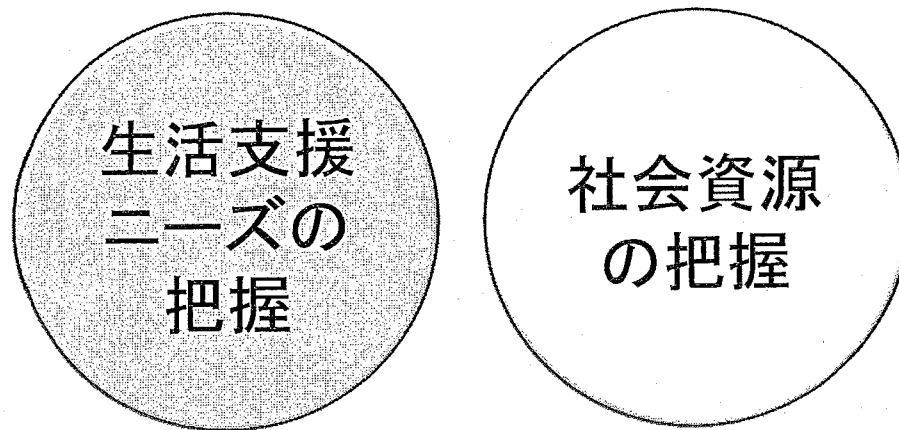
地域特性の把握により、地域住民等へのアプローチ方法を考える

地域ニーズの把握により、必要なサービスを考える

社会資源の把握により、関係者のネットワークづくりやマッチングにつなげる。

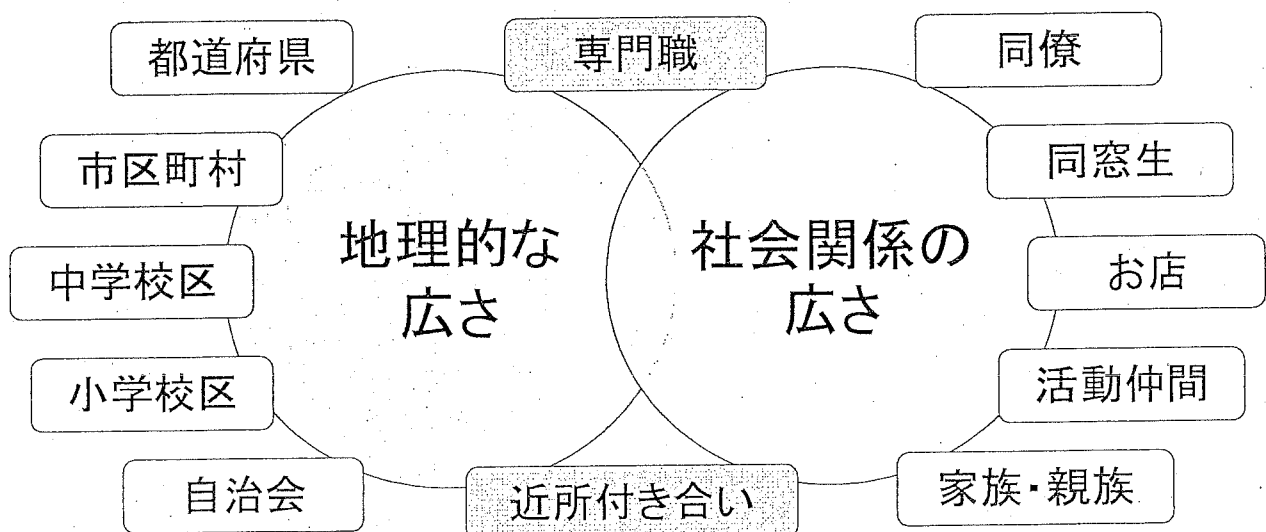
2

2. 地域アセスメントの方法



3

地域の捉え方



住民の生活圏と専門職の担当圏域は同一ではない

2ー(1)地域の社会資源の把握

- ①行政機関
- ②保健・医療・福祉関連の機関・団体
- ③地縁組織
- ④ボランティアグループ・NPO・当事者団体
- ⑤中間支援組織
- ⑥生活関連産業

5

2ー(2)地域全体の生活ニーズ把握

- ①個別事例の収集・分析
- ②行政資料の活用
- ③アンケート調査ヒアリング調査
- ④戸別訪問
- ⑤住民座談会

6

3. 地域アセスメントの留意点

(1) 地域連携に生かす地域アセスメント

～連絡先の把握・顔と名前と業務の分かる関係性～

(2) 地域の力を高める支援に生かす地域アセスメント

～地域支援方策の検討・個別課題を地域課題へ転換～

(3) 地域アセスメントの地理的範囲

～担当圏域で生活する人々の生活範囲～

(4) 地域アセスメントの記録

～組織として地域アセスメント情報を引き継ぐ～

(5) 地域アセスメントを通じた地域力向上

～地域アセスメントプロセスの意図的活用～

7

3－(2) 地域支援方策の検討

地域のネットワーク作り

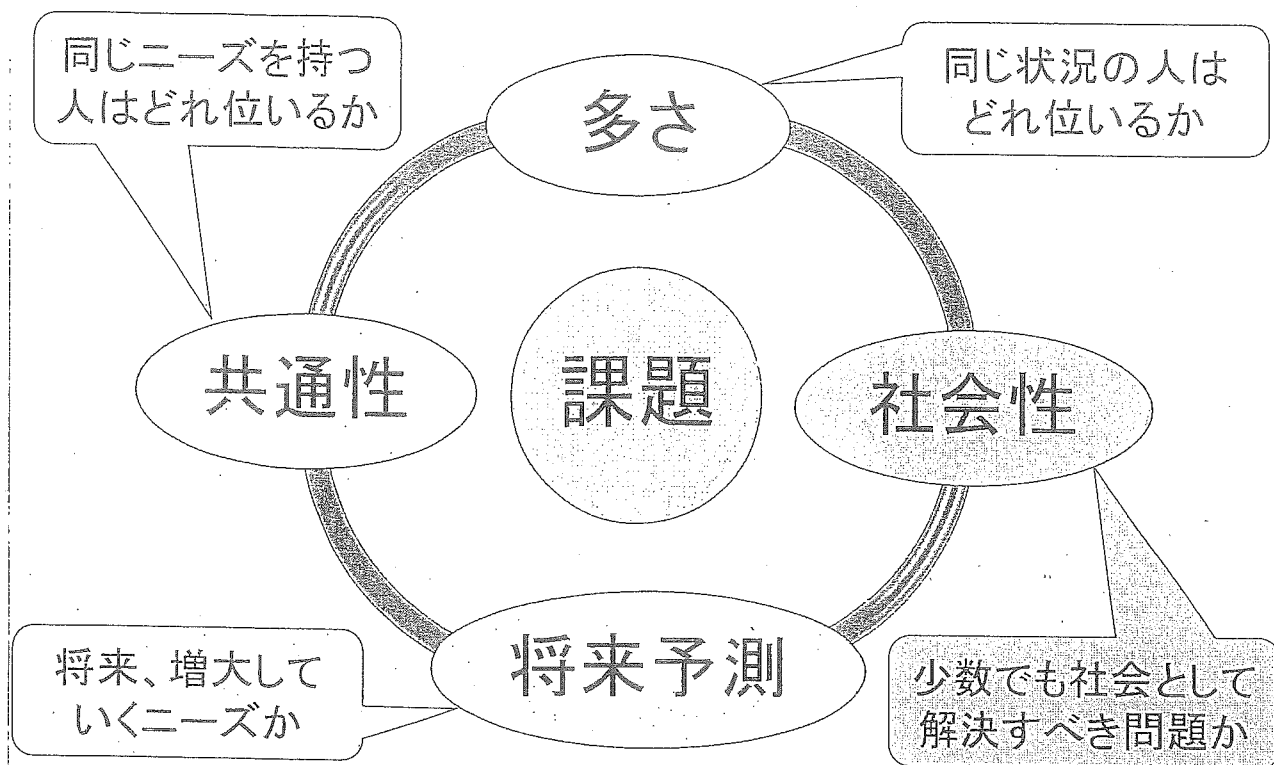
新たなサービス開発

住民活動の支援

福祉教育

担い手の発掘・養成

3-(2) 個別課題を地域課題へ 転換する4つの視点



グループ演習

Aさん(80歳、女性、一人暮らし)

これまで身の回りのことは自分でしてきたが、身寄りがなく、今後が心配。体調が良くない時は買い物に行けず困っている。

同様なニーズを持つ人々の状況を把握するための方法を話し合いましょう。

サービス開発の方法

1

1. サービス開発の意義

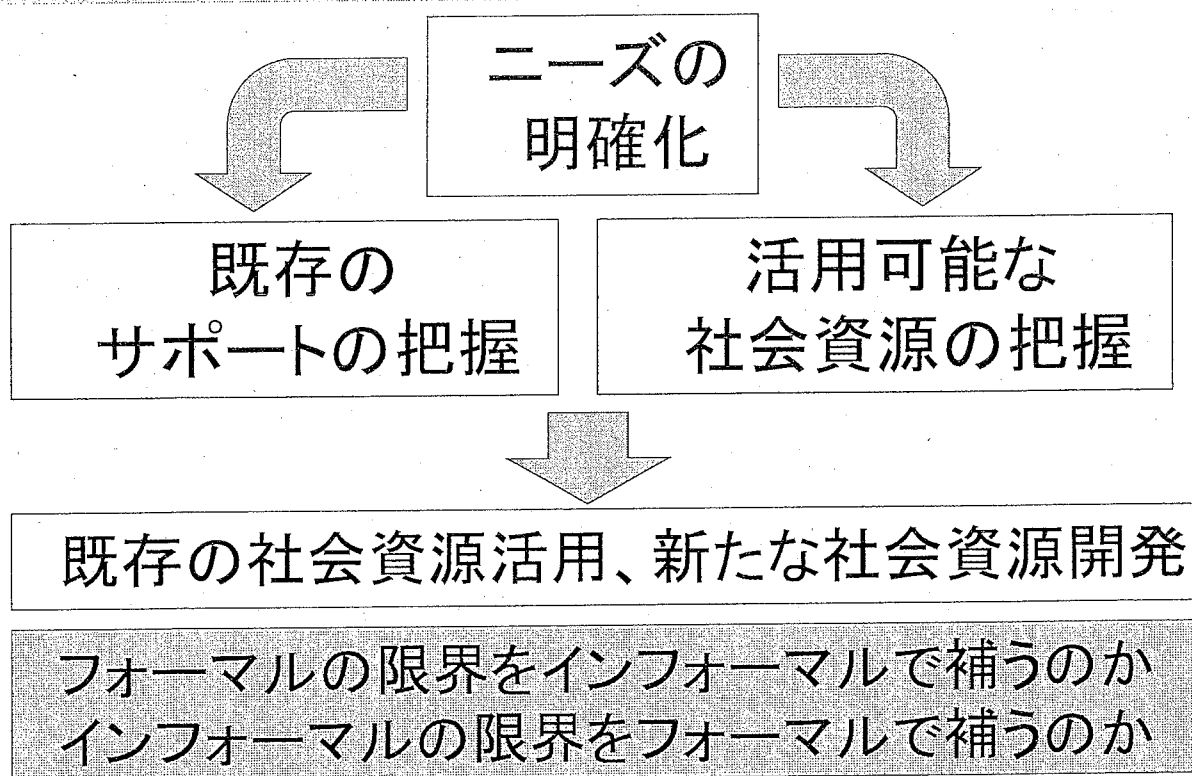
ケアマネジメントだけでは
地域生活を支えることはできない

制度では制度の狭間の問題は
解決できない

公的サービスや民間社会資源では
対応できない場合には、
新たなサービス開発が必要

2

地域の社会資源の活用と開発



2. サービス開発の仕組みづくり

新たなサービスの必要性を感じた際
対応策の検討から実施までを行う
システムが必要

(1) 地域福祉計画・介護保険事業計画へ
の位置づけ

(2) 地域ケア会議・協議体の活用

2-(2) 地域ケア会議: 5つの機能

個別課題 解決機能	■ 自立支援に資するケアマネジメントの支援 ■ 支援困難事例等に関する相談・助言
ネットワーク 構築機能	■ 地域包括支援ネットワークの構築 ■ 連携・協働の準備と調整 ■ 自立支援に資するケアマネジメントの普及と関係者の共通認識 ■ 住民との情報共有 ■ 課題の優先度の判断
地域課題 発見機能	■ 潜在ニーズの顕在 ■ 顕在ニーズ相互の関連づけ
地域づくり 資源開発 機能	■ 有効な課題解決方法の確立と普遍化 ■ 関係機関の役割分担 ■ 資源の調整 ■ 新たな資源開発の検討、地域づくり
政策形成 機能	■ 需要に見合ったサービスの基盤整備 ■ 事業化、施策化 ■ 介護保険事業計画等への位置づけ ■ 国・都道府県への提案

支援の方向性をどう設定するか

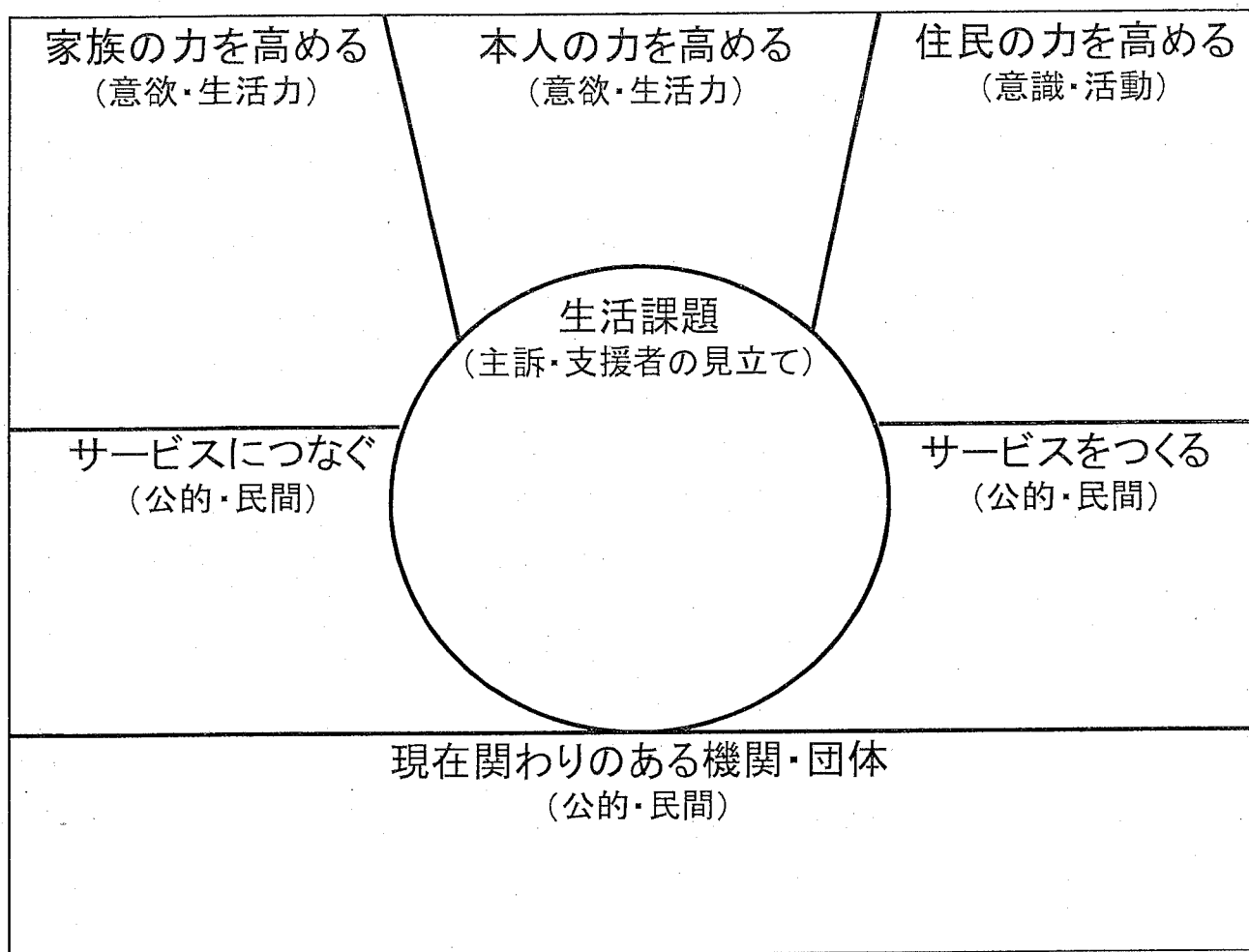
サービスを活用する

本人の力を高める

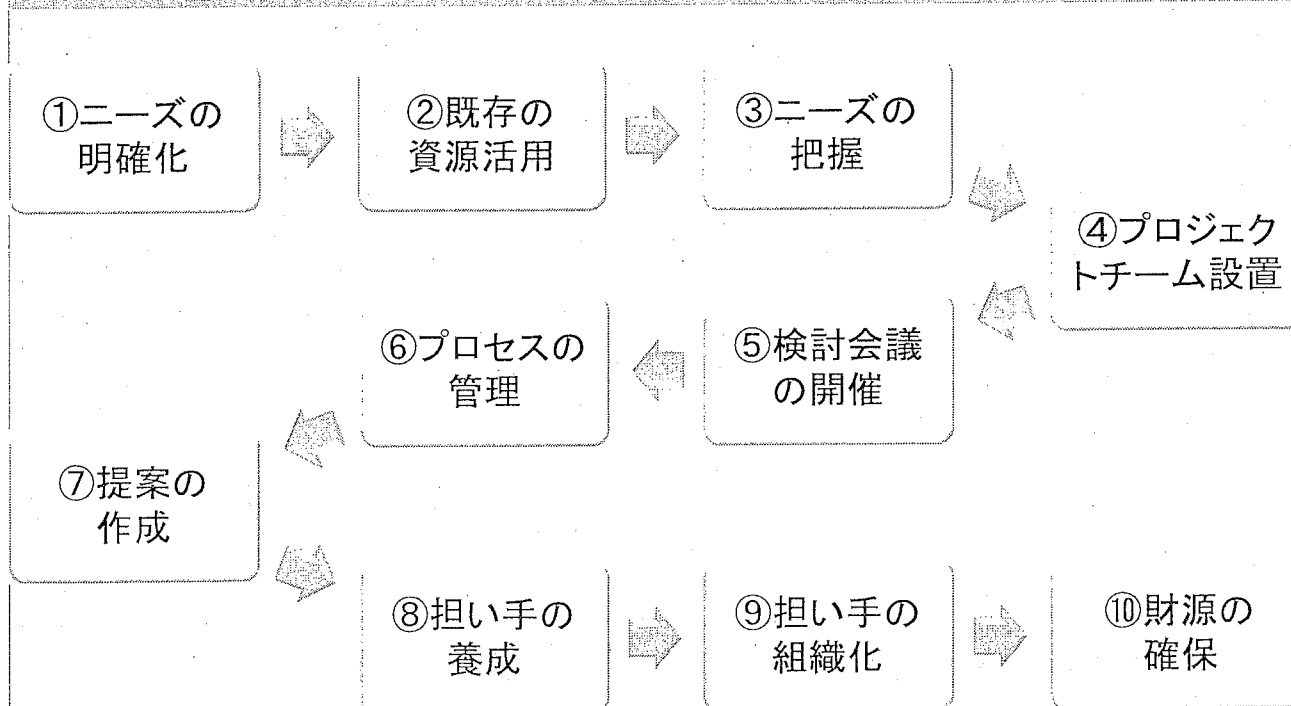
家族の力を高める

住民の力を高める

サービスを開発する



3. サービス開発のプロセスと方法



4. サービス開発の留意点

(1) 地域のつながりをつくり、地域の力を高める
～サービス開発のプロセスはネットワーク構築の機会～

(2) 異なるニーズを結びつけて、多様な人々を
巻き込む
～高齢者の生活ニーズだけで捉えず協働を仕掛ける～

福祉のまちづくりにつなげる視点が大切

9

住民による助け合い活動の意義

- 地域の問題を解決する力を高める
- 相互理解を深める
- 地域内の社会関係を豊かにする
- 担い手の自己肯定感を高める

行政の補完でなく地域の社会的孤立をなくすため
自分が支える地域は、自分を支えてくれる地域

グループ演習

地域の互助組織立ち上げの
方法を話し合しましょう

●活動の内容

●連携したい機関・団体

●準備作業のプロセス

●ニーズ把握の方法

11